

# 大分県報

平成二十八年  
号外（四四）  
三月三十一日

（木曜日）

## 目次

### 規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の制定……………一

### 〇規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則をここに公布する。  
平成二十八年三月三十一日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県規則第六十号

### 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則

#### 目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 条例別表第一の規則で定める事務（第三条―第八条）

第三章 条例別表第二の規則で定める事務及び情報（第九条―第二十四条）

第四章 条例別表第三の規則で定める事務（第二十五条―第二十九条）

第五章 条例別表第四の規則で定める事務及び情報（第三十条―第三十六条）

附則

#### 第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成二十七年大分県条例第二十七号。以下

「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第二章 条例別表第一の規則で定める事務

第三条 条例別表第一の一の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第十九条第一項の規定に準じて行う外国人の保護の実施に関する事務

二 生活保護法第二十四条第一項の規定に準じて行う外国人の保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う外国人の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

三 生活保護法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による外国人の保護の開始又は同条第二項の規定に準じて行う職権による外国人の保護の変更に関する事務

四 生活保護法第二十六条の規定に準じて行う外国人の保護の停止又は廃止に関する事務

五 生活保護法第二十九条第一項の規定に準じて行う外国人の保護に関する資料の提供等の求めに関する事務

六 生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う外国人の就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

七 生活保護法第六十三条の規定に準じて行う外国人の保護に要する費用の返還に関する事務

八 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う外国人の保護における徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う外国人の保護における徴収金の徴収を含む。以下同じ。）に関する事務

第四条 条例別表第一の二の項の規則で定める事務は、大分県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年大分県条例第十三号）第九条の規定による掛金又は加算掛金の減額又は免除に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第五条 条例別表第一の三の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 療育手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 療育手帳の交付を受けた者に関する判定の依頼の受理、その依頼に係る事実についての審査又はその依頼に対する応答に関する事務

三 療育手帳の交付を受けた者に関する判定の依頼の受理、その依頼に係る事実についての審査又はその依頼に対する応答に関する事務

三 療育手帳の返還に関する事務

四 療育手帳交付台帳の整備に関する事務

五 療育手帳の交付を受けた者の氏名若しくは居住地の変更、療育手帳の交付を受けた者の保護者の変更若しくは療育手帳の交付を受けた者の保護者の氏名若しくは居住地の変更に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

六 療育手帳の再交付に関する事務

**第六条** 条例別表第一の四の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第四条の規定に準じて行う学び直し支援金（大分県内に設置されている高等学校等の生徒で、高等学校等に在学した期間が通算して三十六月（定時制の課程及び通信制の課程は四十八月）を超えるもの又は高等学校等に在学した期間が通算して三十六月（定時制の課程及び通信制の課程は四十八月）を超えないもので高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）第七条第四項に規定する科目の単位数の合計が七十四を超えるもののうち、高等学校等を中途退学した後再び高等学校等で学び直すものに対して授業料に相当する経費を支給する支援金をいう。以下同じ。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の規定に準じて行う学び直し支援金の受給権者に係る保護者等（同法第三条第二項第三号の保護者等をいう。次条、第二十四条第二号、第二十八条第二号、第三十四条第二号及び第三十六条第二号において同じ。）の収入状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

**第七条** 条例別表第一の五の項の規則で定める事務は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の規定に準じて行う高校生等奨学給付金（高等学校等に在学する生徒等の保護者等であつて、経済的負担の軽減が必要と認められる大分県内に在住するものに対し、授業料以外の教育に必要な経費を支給する給付金をいう。以下同じ。）の受給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

**第八条** 条例別表第一の六の項の規則で定める事務は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四十四号）第五条の規定に準じて行う条例特別支援教育就学奨励費（大分県が設置する特別支援学校及び中学校に在学する児童又は生徒の保護者等（同法第二条第一項の保護者等をいう。）に対して支弁する教科用図書購入費、学校給

食費その他の就学のために必要な経費をいう。以下同じ。）の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。

**第三章** 条例別表第二の規則で定める事務及び情報

**第九条** 条例別表第二の一の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十九条の第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等（児童福祉法第六条の第二項の小児慢性特定疾病児童等をいう。以下同じ。）又は医療費支給認定基準世帯員（児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十条第一項第二号イの医療費支給認定基準世帯員をいう。以下同じ。）に係る生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う外国人の保護の実施、同法第二十四条第一項の規定に準じて行う外国人の保護の開始若しくは同法第九項の規定に準じて行う外国人の保護の変更、同法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による外国人の保護の開始若しくは同法第二項の規定に準じて行う職権による外国人の保護の変更又は同法第二十六条の規定に準じて行う外国人の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「外国人保護実施関係情報」という。）

二 児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務 当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る外国人保護実施関係情報

**第十条** 条例別表第二の二の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務  
イ 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人保護実施関係情報  
ロ 当該申請に係る障害児の療育手帳の交付に関する情報

二 児童福祉法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号イに掲げる情報

**第十一条** 条例別表第二の三の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

る。

- 一 児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定に関する事務 次に掲げる情報
  - イ 児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置に係る児童（以下「措置児童」という。）又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る外国人保護実施関係情報
  - ロ 措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る療育手帳の交付に関する情報

- 二 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第五号に係る部分に限る。） 児童福祉法第二十条第一項の療育の給付を受ける児童又は当該児童の扶養義務者に係る外国人保護実施関係情報

- 三 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第六号及び第六号の二に係る部分に限る。） 次に掲げる情報

- イ 児童福祉法第二十二条第一項の助産施設における助産の実施に係る妊産婦（以下「助産妊産婦」という。）若しくは当該助産施設における助産を受ける児童（以下「保護児童」という。）若しくは当該保護児童の扶養義務者に係る外国人保護実施関係情報
- ロ 保護児童又は当該保護児童と同一の世帯に属する者に係る療育手帳の交付に関する情報

- 四 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第七号及び第七号の二に係る部分に限る。） 第一号に掲げる情報

- 第十二条 条別表第二の四の項の規則で定める事務は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第三十一条の費用の徴収に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、同法第二十九条第一項若しくは第二十九条の二第一項の入院措置に係る精神障害者（以下「措置入院者」という。）又は当該措置入院者と同一の世帯に属する者に係る外国人保護実施関係情報とする。

- 第十三条 条別表第二の五の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 一 生活保護法第十九条第一項の保護の実施に関する事務 次に掲げる情報
  - イ 生活保護法第六条第二項の要保護者若しくは同条第一項の被保護者であった者（以下「要保護者等」という。）に係る外国人保護実施関係情報
  - ロ 要保護者等に係る生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う外国人の就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人就労自立給付金支給関係情報」とい

う。）

- 二 生活保護法第二十四条第一項の保護の開始又は同条第九項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報
- 三 生活保護法第二十五条第一項の職権による保護の開始又は同条第二項の職権による保護の変更に関する事務 第一号に掲げる情報

- 四 生活保護法第二十六条の保護の停止又は廃止に関する事務 第一号に掲げる情報
- 五 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の徴収金の徴収を含む。以下同じ。）に関する事務 第一号に掲げる情報

- 第十四条 条別表第二の六の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の六十二の個人の事業税の減免に関する事務 納税義務者に係る外国人保護実施関係情報
- 二 地方税法第二百二十八条の自動車取得税の減免に関する事務 次に掲げる情報
  - イ 納税義務者に係る戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第四条第一項又は第二項の戦傷病者手帳（以下「戦傷病者手帳」という。）の交付及びその障害の程度に関する情報
  - ロ 納税義務者に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

- 三 地方税法第六十二条の自動車税の減免に関する事務 前号に掲げる情報

- 第十五条 条別表第二の七の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 一 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第十六条第一項又は第二十八条第二項の家賃の決定に関する事務 次に掲げる情報
  - イ 公営住宅法第二条第二号の公営住宅の入居者又は同居者（以下「公営住宅入居者等」という。）に係る戦傷病者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
  - ロ 公営住宅入居者等に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- 二 公営住宅法第十六条第四項（同法第二十八条第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭又は同法第十八条第二項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報及び公営住宅入居者等に係る外国人保護実施関係情報

三 公営住宅法第十九条(同法第二十八条第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。)の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

四 公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 第二号に掲げる情報

五 公営住宅法第二十七条第五項又は第六項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 第二号に掲げる情報

六 公営住宅法第二十九条第一項の明渡し請求に関する事務 第一号に掲げる情報

七 公営住宅法第二十九条第七項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務 第二号に掲げる情報

八 公営住宅法第三十条第一項のあつせん等に関する事務 第一号に掲げる情報

九 公営住宅法第三十二条第一項の明渡し請求に関する事務 第二号に掲げる情報

十 公営住宅法第四十八条の条例で定める事項に関する事務 第二号に掲げる情報

第十六条 条例別表第二の八の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求に係る児童に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

二 児童扶養手当法第八条第一項の手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求に係る児童に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

三 児童扶養手当法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五十一号)第三条の四第一項から第三項までの一部支給停止の適用除外に関する届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者又は当該届出に係る児童に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

四 児童扶養手当法施行規則第四条の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る児童に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

五 児童扶養手当法施行規則第四条の二の障害の状態の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る児童に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

第十七条 条例別表第二の九の項の規則で定める事務は、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第十七条第一項、第三十一条の七第一項又は第三十三

条第一項の便宜の供与の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の九の項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る外国人保護実施関係情報とする。

第十八条 条例別表第二の十の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成五年建設省令第十六号)第二十八条の入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務 次に掲げる情報

イ 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第一条第三号二に規定する入居者、同居者又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居者以外のもの(以下「特定優良賃貸住宅入居者等」という。)に係る戦傷病者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ロ 特定優良賃貸住宅入居者等に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第三十条の規定による賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除に関する事務 前号に掲げる情報

第十九条 条例別表第二の十一の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第一項及び第三項の支援給付並びに同法第十五条第一項の配偶者支援金の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十七号。以下この条及び第三十一条において「平成十九年改正法」という。) 附則第四条第一項の支援給付の支給の実施並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六号。以下この条及び第三十一条において「平成二十五年改正法」という。) 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(以下この条及び第三十一条において「旧法」という。) 第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付並びに平成二十五年改正法附則第三条第一項の配偶者支援金の支給の実施に関する事務

並びに平成二十五年改正法附則第三条第一項の配偶者支援金の支給の実施に関する事務

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項及び第三項の支給給付並びに同法第十五条第一項の配偶者支援金、平成十九年改正法附則第四条第一項の支給給付並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第一項の支給給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支給給付並びに平成二十五年改正法附則第三条第一項の配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支給給付等」という。）の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者（以下「要支援者等」という。）に係る外国人保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報

二 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項（同法第十五条第三項及び平成十九年改正法附則第四条第二項において準用する場合を含む。以下この条及び第三十一条において同じ。）並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十四条第一項の保護の開始又は同条第九項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

三 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十五条第一項の職権による保護の開始又は同条第二項の職権による保護の変更に関する事務 第一号に掲げる情報

四 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十六条の保護の停止又は廃止に関する事務 第一号に掲げる情報

五 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの徴収金の徴収に関する事務 第一号に掲げる情報

**第二十条** 条例別表第二の十二の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人保護実施関係情報

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十六条第二項の支給認定の変更に関する事務 当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人保護実施関係情報

**第二十一条** 条例別表第二の十三の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第六条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該支給認定の申請に係る指定難病の患者（同法第五条第一項の指定難病の患者をいう。以下同じ。）及び支給認定基準世帯員（難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第二百一十一号）第五条の支給認定基準世帯員をいう。以下同じ。）に係る外国人保護実施関係情報

二 難病の患者に対する医療等に関する法律第十条第二項の支給認定の変更に関する事務 当該支給認定の変更に係る指定難病の患者及び支給認定基準世帯員に係る外国人保護実施関係情報

三 難病の患者に対する医療等に関する法律第十一条第一項の支給認定の取消しに関する事務 当該支給認定に係る指定難病の患者及び支給認定基準世帯員に係る外国人保護実施関係情報

**第二十二条** 条例別表第二の十四の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う外国人の保護の実施に関する事務 次

に掲げる情報

- イ 生活保護法第六条第二項の要保護者に準じる要保護者である外国人又は同条第一項の被保護者に準じる被保護者であつた外国人(以下「要保護外国人等」という。)に係る児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報
- ロ 要保護外国人等に係る児童福祉法第二十条第一項の療育の給付の支給に関する情報
- ハ 要保護外国人等に係る児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報
- ニ 要保護外国人等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項又は附則第三条若しくは第六条の資金の貸付けに関する情報
- ホ 要保護外国人等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給に関する情報
- ヘ 要保護外国人等に係る生活保護法第十九条第一項の保護の実施、同法第二十四条第一項の保護の開始若しくは同条第九項の保護の変更、同法第二十五条第一項の職権による保護の開始若しくは同条第二項の職権による保護の変更若しくは同法第二十六条の保護の停止若しくは廃止に関する情報(以下「生活保護実施関係情報」という。)
- ト 要保護外国人等に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報
- チ 要保護外国人等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報
- リ 要保護外国人等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等実施関係情報」という。)
- 又 要保護外国人等に係る中国残留邦人等支援給付等の支給の実施に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等実施関係情報」という。)
- ル 要保護外国人等に係る難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給に関する情報
- 二 生活保護法第二十四条第一項の規定に準じて行う外国人の保護の開始又は同条第九項の規定に準じて行う外国人の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務(前号に掲げる情報)
- 三 生活保護法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による外国人の保護の開始又は同条第二項の規定に準じて行う職権による外国人の保護の変更に関する事務(第一号に掲げる情報)

- 四 生活保護法第二十六条の規定に準じて行う外国人の保護の停止又は廃止に関する事務(第一号に掲げる情報)
- 五 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う外国人の保護における徴収金の徴収に関する事務(第一号に掲げる情報)
- 第二十三条 条例別表第二の十五の項の規則で定める事務は、大分県心身障害者扶養共済制度条例第九条の規定による掛金又は加算掛金の減額又は免除の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。
  - 一 大分県心身障害者扶養共済制度条例第五条により知事の承認を受けた加入者(以下「加入者」という。)に係る生活保護実施関係情報
  - 二 加入者に係る中国残留邦人等支援給付等実施関係情報
  - 三 加入者に係る外国人保護実施関係情報
- 第二十四条 条例別表第二の十六の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
  - 一 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の規定に準じて行う学び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務(当該申請を行う者に係る同法第三条第一項の高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給に関する情報(以下「就学支援金支給関係情報」という。))
  - 二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の規定に準じて行う学び直し支援金の受給権者に係る保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務(当該届出を行う者に係る就学支援金支給関係情報)
- 第四章 条例別表第三の規則で定める事務
- 第二十五条 条例別表第三の一の項の規則で定める事務は、生活保護法第二十四条第十項の規定に準じて行う外国人の保護の開始の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。
- 第二十六条 条例別表第三の二の項の規則で定める事務は、大分県心身障害者扶養共済制度条例第九条の規定による掛金又は加算掛金の減額又は免除に関する事務のうち、大分県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和五十五年大分県規則第二十一号)第十四条第一項に規定する書類の経由に関する事務とする。
- 第二十七条 条例別表第三の三の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。
  - 一 療育手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 療育手帳の交付を受けた者に関する判定の依頼の受理、その依頼に係る事実についての審査又はその依頼に対する応答に関する事務

三 療育手帳の返還に関する事務

四 療育手帳交付台帳の整備に関する事務

五 療育手帳の交付を受けた者の氏名若しくは居住地の変更、療育手帳の交付を受けた者の保護者の変更若しくは療育手帳の交付を受けた者の保護者の氏名若しくは居住地の変更に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

六 療育手帳の再交付に関する事務

**第二十八条** 条例別表第三の四の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の規定に準じて行う学び直し支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の規定に準じて行う学び直し支援金の受給権者に係る保護者等の収入状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

**第二十九条** 条例別表第三の五の項の規則で定める事務は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の規定に準じて行う高校生等奨学給付金の受給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

**第五章** 条例別表第四の規則で定める事務及び情報

**第三十条** 条例別表第四の一の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 生活保護法第十九条第一項の保護の実施に関する事務 次に掲げる情報

イ 要保護者等に係る特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条の規定による経費の支弁に関する情報

ロ 要保護者等に係る学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十四条の援助の実施に関する情報

ハ 要保護者等に係る条例特別支援教育就学奨励費の支弁に関する情報

ニ 生活保護法第二十四条第一項の保護の開始又は同条第九項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

三 生活保護法第二十五条第一項の職権による保護の開始又は同条第二項の職権による保

護の変更に関する事務 第一号に掲げる情報

四 生活保護法第二十六条の保護の停止又は廃止に関する事務 第一号に掲げる情報

五 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの徴収金の徴収に関する事務 第一号に掲げる情報

**第三十一条** 条例別表第四の二の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項及び第三項の支給給付並びに同法第十五条

第一項の配偶者支援金の支給の実施、平成十九年改正法附則第四条第一項の支給給付の

支給の実施並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によ

るものとされた旧法第十四条第一項の支給給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項

の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支給給付及び平成

二十五年改正法附則第二条第三項の支給給付並びに平成二十五年改正法附則第三条第一

項の配偶者支援金の支給の実施に関する事務 次に掲げる情報

イ 要支援者等に係る特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条の規定による経費

の支弁に関する情報

ロ 要支援者等に係る学校保健安全法第二十四条の援助の実施に関する情報

ハ 要支援者等に係る条例特別支援教育就学奨励費の支弁に関する情報

ニ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶

者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一

項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定

によりその例によるものとされる生活保護法第二十四条第一項の保護の開始若しくは同

条第九項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査に関する事務

前号に掲げる情報

三 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶

者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一

項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定

によりその例によるものとされる生活保護法第二十五条第一項の職権による保護の開始

又は同条第二項の職権による保護の変更に関する事務 第一号に掲げる情報

四 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶

者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一

項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十六条の保護の停止又は廃止に関する事務 第一号に掲げる情報

五 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの徴収金の徴収に関する事務 第一号に掲げる情報

第三十二条 条例別表第四の三の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 一 就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る就学支援金支給関係情報
- 二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の規定による収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者に係る就学支援金支給関係情報

第三十三条 条例別表第四の四の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 一 生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う外国人の保護の実施に関する事務 次に掲げる情報
  - イ 要保護外国人等に係る特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条の規定による経費の支弁に関する情報
  - ロ 要保護外国人等に係る学校保健安全法第二十四条の援助の実施に関する情報
  - ハ 要保護外国人等に係る条例特別支援教育就学奨励費の支弁に関する情報
- 二 生活保護法第二十四条第一項の規定に準じて行う外国人の保護の開始又は同条第九項の規定に準じて行う外国人の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報
- 三 生活保護法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による外国人の保護の開始又は同条第二項の規定に準じて行う職権による外国人の保護の変更に関する事務 第一号に掲げる情報
- 四 生活保護法第二十六条の規定に準じて行う外国人の保護の停止又は廃止に関する事務

第一号に掲げる情報

五 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う外国人の保護における徴収金の徴収に関する事務 第一号に掲げる情報

第三十四条 条例別表第四の五の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 一 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の規定に準じて行う学び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
  - イ 当該申請を行う者に係る就学支援金支給関係情報
  - ロ 当該申請を行う者に係る学び直し支援金の支給に関する情報(以下「学び直し支援金支給関係情報」という。)
- 二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の規定に準じて行う学び直し支援金の受給権者に係る保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
  - イ 当該届出を行う者に係る就学支援金支給関係情報
  - ロ 当該届出を行う者に係る学び直し支援金支給関係情報

第三十五条 条例別表第四の六の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 一 就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る就学支援金支給関係情報
  - 二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の規定による収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者に係る就学支援金支給関係情報
- 第三十六条 条例別表第四の七の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
- 一 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の規定に準じて行う学び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
    - イ 当該申請を行う者に係る就学支援金支給関係情報
    - ロ 当該申請を行う者に係る学び直し支援金支給関係情報
  - 二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の規定に準じて行う学び直し支援



金の受給権者に係る保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務次に掲げる情報

イ 当該届出を行う者に係る就学支援金支給関係情報

ロ 当該届出を行う者に係る学び直し支援金支給関係情報

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(大分県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)

2 大分県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を次のように改正する。

第七号様式及び第八号様式中

「住 所」を

氏 名 「㊦」

「住 所」を

氏 名 「㊦」に改める。

個 人 番 号 「」

(大分県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

3 この規則の施行の際現に前項の規定による改正前の大分県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、同項の規定による改正後の同規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

(改正前の大分県心身障害者扶養共済制度条例施行規則に定める様式による用紙に関する経過措置)

4 附則第二項の規定による改正前の大分県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第七号様式及び第八号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。